

出雲空港ターミナルビル株式会社

出雲空港ターミナルビル撮影規定

(目的)

第1条 この要領は、出雲空港ターミナルビル株式会社（以下「空ビル」という。）の施設等において行う撮影にあたり、旅客や空港内従業員等の安全や秩序の維持を図るため、許可申請手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、空港内における次の各号に掲げる撮影について適用する。ただし、空港ビル内の事業者が少人数かつ短時間で行う社内用資料作成のための簡便な撮影についてはこの限りでない。

- (1) 映画、ドラマ、CM、テレビ・web番組等の制作のため行う撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行う撮影
- (3) ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- (4) 資料等の作成、HP掲載、記録用のため行う撮影
- (5) 収益を目的として SNS 等に掲載する為の撮影。但し動画の LIVE 配信や、定期的に場所を占有する撮影は収益目的であるか否かを問わず許可しない。

(撮影場所)

第3条 撮影のため使用できる場所は、旅客ターミナルビル、ビルの外観、その他空ビルが管理する諸施設等とする。

(撮影時間)

第4条 撮影が可能な時間は、空ビルの開館時間と同様とする。

(撮影許可申請)

第5条 撮影者は、撮影の目的、日時、場所、人数、撮影内容等について、空ビルが指定する書式で申請を行わなければならない。

2 当該申請書の提出にあたっては、撮影日の前日までに提出するものとする。

(撮影許可)

第6条 空ビルは、撮影者からの申請に基づき、当該撮影を許可することが適当であるかの審査を行う。

2 前項の申請について許可した場合、撮影者に対し、その旨を FAX にて通知するものとする。なお、空ビルは、必要に応じ条件を付することができるものとする。また、不許可の場合

合にも、FAX にて通知をするが、不許可の理由等については照会することはできないものとする。

3 空ビルは、申請内容に不備又は虚偽の記載等がある場合には、撮影許可を取り消すことができるものとする。

4 撮影者は、許可を受けた団体・個人以外の第三者に対して、撮影許可書を転貸することはできない。

（撮影の中止及び延期）

第7条 空ビルは、旅客の混雑時その他ターミナルビルの管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に又は実施中に撮影を中止させ、又は延期させることができる。

2 撮影者が、撮影者側の都合で撮影日、時間などを変更する場合には、新たに撮影許可の申請を行うものとする。

（撮影者の責務）

第8条 撮影者は、撮影の実施にあたり現場責任者を定め、本規定を遵守するとともに、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

2 前項の規定にも関わらず、撮影者が、旅客、空港内事業者及び従業員その他の関係者との間にトラブルが生じた場合には、撮影者は誠意をもって解決にあたるものとする。

3 現場責任者は、撮影実施中空港内撮影許可証を常時携帯し、求めに応じ提示できるよう携帯しなければならない。

（禁止行為）

第9条 撮影者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）許可を受けた場所以外で撮影をすること。
- （2）許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること。
- （3）保安検査場（保安機器、保安検査員含む）が映り込む撮影をすること。
- （4）空ビルの許可なく店舗やラウンジ等を撮影すること。
- （5）旅客、従業員、空港利用者等を無断で撮影すること。
- （6）歩きながら撮影すること。
- （7）走る、大声を出す等の行為をすること。
- （8）階段・エスカレータ・エレベータから撮影すること。
- （9）小型無人機等を使用すること。
- （10）大型機材（カメラクレーン、レール等）を使用すること。
- （11）空港ビル内の施設等に商号、商標、広告その他これらに類する表示をすること。
- （12）空港ビル内の施設、設備等を移動すること。
- （13）空港ビル内の施設、設備等に造作すること。

(14) 空港ビル内の電源を無断で使用する事。

(15) その他、旅客、従業員、空港利用者等に対し、迷惑を及ぼす行為をすること。

2 空ビルは、前項の規定に違反した者に対し、直ちに撮影を中止させる、撮影記録媒体の提出や撮影した記録の削除を求める等必要な措置を講ずることができる。また、今後の撮影について許可しないなどの措置を講ずることができる。

(原状回復)

第10条 撮影者は、撮影を終了したときは、不要物を撤去する等、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 撮影者が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、忘失し、又はその他の行為により、空ビル、旅客、空港内事業者及び従業員その他の関係者に損害を与えた場合は、現場責任者は、直ちにその旨を空ビルに報告するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

2 撮影者は、撮影許可にかかる撮影に関し、旅客、空港内事業者及び従業員その他の関係者の故意又は過失により損害を受けた場合、空ビルに対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

(その他)

第13条 空ビルは、特別の事情があるときは、この要領に定める事項について、別途撮影者との協議の上これを定めることができるものとする。

2026年7月22日制定